

令和4年10月28日

ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO 2022 レポート

(公社)広島ビルメンテナンス協会
事務局 主任 柳川 達彦

日時	令和4年10月28日(金) 10:30~12:00
場所	東京ビッグサイト 東展示棟2ホール
テーマ	【基調講演】短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に向けて
講師	厚生労働省年金局 年金課長 若林 健吾氏
目的	講演会で学んだ情報を会員等へ提供する。
概要	令和4年10月から拡大された短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の目的や内容について、解説された。
講演内容	<p>はじめに、公的年金制度のおさらいをした後、令和4年10月から従業員数101人以上の企業の、令和6年10月から従業員数51人以上の企業の、以下の条件を満たすパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されることを改めて説明した。</p> <p>加入対象者の条件</p> <ul style="list-style-type: none">・週の所定労働時間が20時間以上・月額賃金が8.8万円以上・2か月を超える雇用の見込みがある。・学生ではない <p>次に、社会保険の適用拡大の意義を説明した。</p> <p>それは、より多くの方に、支え合いの仕組みである厚生年金による保証や、健康保険による保証が確保されるようにし、保険料を労使折半とすることで、被用者の負担を減らしたいということだった。</p> <p>また、労働者の働き方や、企業の雇い方の選択において、社会保険制度によって選択の幅が狭まったり、不公平になったりすることをなくすことや、労働者の能力発揮の機会を増やし、企業も労働力を確保しやすくなることも期待できるとした。</p> <p>最後に、社会保険の適用拡大を行った企業が、その理由として、労働者が希望したから、短時間労働者の処遇を改善し、人材の定着・確保を図れるから、短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になるから、といった理由</p>

	<p>を挙げていることを説明し、企業にとってデメリットだけでなく、メリットもあるため、その意義を理解し、ぜひ社会保険の適用拡大にご協力をお願いしたいと締めくくった。</p>
--	--